

現在、当組合の発行した健康保険証をお持ちの方へ

現在をお持ちの健康保険証は、マイナ保険証への移行期間の経過措置として、

令和7年12月1日まで、

これまでどおり医療機関等にて健康保険証として使用できます。

Q 健康保険証を紛失した場合、再交付はできますか？

A. 令和6年12月2日以降、健康保険証は発行できません。事業所を経由して「健康保険証滅失届」をご提出ください。以後は、マイナ保険証又は資格確認書にて受診いただくこととなります。

Q 結婚して姓が変わりました。健康保険証は再交付できますか？

A. 令和6年12月2日以降、健康保険証は発行できません。事業所を経由して健康保険氏名変更届に健康保険証を添付しご提出ください。以後は、マイナ保険証又は資格確認書にて受診いただくこととなります。

Q 経過措置終了後は、健康保険証を返却する必要がありますか？

A. 経過措置終了後は、健康保険証として使用できなくなりますので、返却の必要はございません。（ご自身で破棄してください。）

Q 経過措置期間中に健康保険証の返却が必要となるケースとはどのような時ですか？

- A. 健康保険証の返却が必要となるケースは、以下のとおりとなります。
- 当組合の加入員でなくなる場合（退職、扶養家族の削除）
 - 健康保険証の記載内容に変更が生じた場合（60歳以上の方の再雇用、氏名変更等）

Q 経過措置終了後の医療機関等での受診について教えてください？

- A. 経過措置終了後の受診については以下のとおりとなります。
- マイナ保険証をお持ちの方
マイナ保険証にて受診いただくこととなります。
 - マイナ保険証をお持ちでない方
マイナ保険証をお持ちでない方へは、令和7年11月頃に事業所様を経由して、資格確認書を交付いたします。（原則、交付申請書の提出は必要ございません。）